

## バーゼル銀行監督委員会「銀行の顧客確認」の公表について

本日（10月4日（木））バーゼル銀行監督委員会は、「銀行の顧客確認」を公表した<sup>i</sup>。このペーパーは、銀行の顧客確認作業を適切なものとするために、監督者及び銀行に対しガイダンスを示しているものであり、概要は以下の通り。

### 【概要】

- ・ 顧客確認の為の手続き・基準が不適切であることは、銀行を、レピュテーション・リスク、事務リスク、法的リスク、集中リスク（Concentration Risk）に晒すこととなる。
- ・ 全ての銀行は、このようなリスクを避ける為にも、適切な顧客確認の為の方針・手続きを有するべきであるが、そのような手続きの必要欠くべからざる要素は以下のようなものである。
  - （ ）顧客受け入れに関しての明確な方針、手続きを有すること。
  - （ ）新たな顧客について、顧客の身元確認の為に十分な作業を行なうこと。
  - （ ）現在有している顧客勘定及びその取引状況について十分なモニタリングを行なうこと。
  - （ ）経営陣は、顧客確認の為の方針・手続きが的確に遂行されるよう、リスク管理を行なっていく必要がある。また、この上で、内部監査により、顧客確認の為の手続き・基準の適正さについて検証を行なっていくべきである。
- ・ 監督当局は、銀行の顧客確認の為のプログラムについて、監督上の practice を定めることが期待される。また、監督当局は、銀行が顧客確認の為の手続きを適切に行なっているかモニターする責任がある。
- ・ 銀行は、顧客確認の為の最低限の手続き・基準が、国内及び海外の業務拠点において適用されることが期待される。また、母国監督当局が当該銀行の検査を行なう際に、顧客確認の為の手続きが適切に行なわれているか否か検証することについて何らの障害があってもならない。

---

<sup>i</sup> 本ガイダンスは、バーゼル委員会とオフショア銀行監督者グループとの共同作業部会である、クロスボーダー・バンキング作業部会（当庁からは、検査局小野検査企画官が参加）が起草したもの。